

不利益処分に係る処分基準（法令）

番号	法令名及び条項	処分の概要	担当課名
20	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第8条	許可の取消し等	生活衛生課

- 1 法第8条に基づき、食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずる場合の審査基準は次のとおり。
 - (1) 次のいずれかに該当する場合であって、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。
 - ア この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - イ 法第5条第1項第1号、第3号又は第4号に該当するに至ったとき。
 - ウ 法第36条第1項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- 2 前記1の停止処分期間は次のとおり。

6月以内の期間であって、改善に要する相当期間。
- 3 法第8条に基づき、法第3条の許可を取り消す場合の審査基準は次のとおり。
 - (1) 次のいずれかに該当する場合であって、前記1の処分による改善が見込まれず、許可を取り消す必要があると保健所長が認めること。
 - ア この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - イ 法第5条第1項第1号、第3号又は第4号に該当するに至ったとき。
 - ウ 法第36条第1項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。